

新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務  
プロポーザル募集要領（公募型）

新潟市総務部情報システム課  
（令和6年4月）

## 1 趣旨

新潟市（以下「本市」という。）は、平成 29(2017)年度、情報通信ネットワーク機器等（L 3 スイッチ、L 2 スイッチ、ルータ、UPS 及びこれらの機器の構成部品）の更新を実施し、現在運用している。

令和 6(2024)年度は、現行機器が稼働してから 7 年を経過し、賃貸借契約期間の満了やサポート期間を延長した場合の保守経費の高騰、機器老朽化に伴う故障リスクの高まりなどから、新たなネットワーク機器等を構築し、あわせて、既存課題の解消に取り組むことにより、一層の業務効率の向上とサービスの継続を図ることとした。

本調達にあたっては、価格のみではなく、事業者（配置する技術者を含む。）に係る専門性、技術力、創造性、経験等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要がある。

よって、本調達では、予算の範囲内で最良の提案を受けるプロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

業務名：新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務（以下「本業務」という。）

- (1) 業務内容：「新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (2) 履行期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 契約上限額

金 48,474,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※R6 年度内に実施する構築支援経費。

※機器・ソフトウェアは別途調達のため含まない。

## 4 プロポーザル方式

本業務は公募型プロポーザルにより委託候補者を選定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

- (1) 委託候補者等の選定は、新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務委託候補者選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行うものとする。

名称	新潟市情報通信ネットワーク再構築支援業務委託候補者選定委員会
所掌事務	提案内容の評価 委託候補者の決定

委員	総務部情報システム課長 総務部総務課長 市民生活部市民生活課長 財務部税制課長
----	--

## (2) 評価基準

選定委員会における提案書の評価は、「提案書評価基準」に基づき行うものとする。

## 6 委託候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに本市に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に提案書等を提出したのち、委託候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「委託候補者」として選定し、委託候補者と提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 本市と委託候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 委託候補者等の選定に関する日程については、「14 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていること又は以下の要件をすべて満たす者であること。
  - ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
  - イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、本業務の参加申請前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けている場合を除く。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。
  - ア 共同企業体は2社以内で構成されていること。
  - イ 構成企業のすべてが(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

## 8 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式第6号)に質問事項を記載のうえ、令和6年5月15日(水)17時までに、電子メールにより「16 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「情報通信ネットワークプロポーザル質問書(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和6年5月17日(金)までに回答する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 提出書類

#### ア 単独企業の場合

- (ア) 参加申請書(様式第1号)
- (イ) 業務実績報告書(様式第2号)
- (ウ) 企業概要(様式第3号)

#### イ 共同企業体の場合

- (ア) 参加申請書(共同企業体用)(様式第1-2号)
- (イ) 業務実績報告書(様式第2号)
- (ウ) 企業概要(様式第3号)  
参加企業ごとに記載して提出
- (エ) 共同企業体協定書兼委任状(様式第5号)

#### ウ 共通(新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者)

- (ア) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第4号)
- (イ) 登記事項証明書  
申請月3ヵ月以内に証明されたもの。
- (ウ) 直近の決算報告書  
貸借対照表及び損益計算書
- (エ) 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)  
申請月3ヵ月以内に証明されたもの。  
※新潟市に納税義務がある者のみ
- (オ) 税務署の納税証明書(納税証明書その3の3)  
申請月3ヵ月以内に証明されたもの。

### (2) 提出期限

令和6年5月22日(水)17時 必着

### (3) 提出方法

直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日(土・日曜、祝日を除く。)のうち、9時から17時(12時から13時を除く。)までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

(4) 提出場所

「16 問い合わせ先」

(5) 資格審査

本市は、受け付けたプロポーザル参加申請書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和6年5月24日（金）までに参加希望者に電子メールで通知するものとする。

参加資格審査結果の通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

参加申し込み後に参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式第7号）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、提案書提出期限までに「16 問い合わせ先」に提出するものとする。

## 10 提案について

(1) 提案書の作成

参加者は、仕様書及び「提案書作成要領」等に基づき、考え得る最適な方策を提案書等により提案するものとする。提案は1者につき1件とする。なお、提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

なお、提案には本業務にかかる見積（構築費）のほか、令和6年度内の運用支援に係る見積を詳細に記載すること。

(2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 5部

※提案書等の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚提出すること。

なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和6年5月30日（木）17時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、9時から17時（12時から13時を除く。）までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「16 問い合わせ先」

(4) 提案書に対する質問

提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 参加者多数の場合

参加者多数の場合は、提案書提出後に一次審査として書類審査を行う場合がある。この場合においては、「14 日程及び提出書類等」が変更となるため、参加者に対し参加資格審査結果の通知とあわせて通知することとする。

#### 1 1 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは実施しない。提案書等の提出書類について評価を行う。

#### 1 2 委託候補者等の選定

委託候補者等の選定については、「提案書評価基準」により、委託候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、委託候補者として選定しない場合がある。詳細は「提案書評価基準」参照のこと。

#### 1 3 契約締結に向けての協議

##### (1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、委託候補者と協議を行うが、委託候補者の選定をもって委託候補者の提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

##### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

##### (3) 契約書について

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 31 条の定めるところにより作成する。

##### (4) 情報セキュリティ等の教育について

契約締結時において、本業務の従事者に対して情報セキュリティに関する教育（情報セキュリティ特記事項の遵守を含む。）等の関係法令及び関係規程を遵守させるために必要な教育を実施するとともに、実施した内容を提出しなければならない。

##### (5) 契約保証金について

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 33 条により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、新潟市契約規則第 34 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。

イ 過去 2 年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

#### 1 4 日程及び提出書類等

日程及び提出書類は以下の通り。

なお、契約締結後の成果物の提出日程は「仕様書」を参照のこと。

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和6年5月22日(水) 17時まで(必着)	・様式第1号～様式第5号 ・必要書類(「9参加申込・資格審査」参照)	参加希望者 ⇒市
参加資格審査結果の通知	令和6年5月24日(金) までに通知		市⇒参加希望者
質問締切	令和6年5月15日(水) 17時まで(必着)	様式第6号	参加者⇒市
質問に対する回答	令和6年5月17日(金) までに回答	メールで回答	市⇒参加者
提案書提出	令和6年5月30日(木) 17時(必着)	・様式第8号提案書 (「仕様書」で指定する付随資料を含む) ・見積書	正本1部 副本5部 参加者⇒市
選定結果等の通知	令和6年6月11日(火) までに発送		市⇒参加者
契約締結日(予定) ※	令和6年6月21日(金)	(契約書)	—

※ 委託候補者との協議が整い次第契約とする。

## 15 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 「募集要領」、「提案書作成要領」に定める事項に違反した場合

ウ 見積額が「3契約上限額」において提示している額を超過した場合

エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

オ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

提案書等の作成及び提出に要する一切の費用(旅費及び通信費を含む)はすべて参加者の負担とする。

(2) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(3) 委託候補者の名前は公表できるものとする。

(4) 委託候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。

- (6) 提出された提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (11) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 1 6 問い合わせ先

新潟市総務部情報システム課（新潟市役所本館 5 階）

住 所：〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話：025-226-2475

F A X：025-228-5500

E-Mail：info\_sys@city.niigata.lg.jp

担 当：堀川、小林、佐々木

以 上